

岩手県宅地造成等規制法施行細則（昭和 42 年 12 月 15 日規則第 75 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

（許可の申請）

第 3 条 法第 8 条第 1 項本文の許可を受けようとする者は、省令第 4 条第 1 項に規定する許可申請書の正本及び副本並びに図面に、宅地造成に関する工事を施行する土地の登記事項証明書を添えて、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

（擁壁の代替措置）

第 4 条 知事は、政令第 15 条第 1 項の規定に基づき、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第 6 条の規定による擁壁の設置に代えて次に掲げる工法の採用を認めることがある。

- (1) 石積工
- (2) 編柵工
- (3) 筋工
- (4) 積苗工
- (5) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める工法

（技術的基準の強化等）

第 5 条 知事は、政令第 15 条第 2 項の規定に基づき、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止上特に必要と認められる土地においては、次に掲げる工法により技術的基準を強化し、又は付加することがある。

- (1) 擁壁背面の全面に、別表に掲げる擁壁の高さ区分に応じ、それぞれ当該擁壁の高さに応ずる厚さの透水層を設置すること。ただし、擁壁背面に接する地盤が切土で軟岩（風化の著しいものを除く。）以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 著しく災害の発生するおそれのある傾斜地に盛土を行う場合は、次の工法によること。
  - ア 旧地盤 雑木草根の伐開及び段切りの施工並びに地下擁壁及び地下排水路の設置
  - イ 盛土の下端 地すべり止め擁壁の設置
- (3) 政令第 13 条の規定により設置する排水施設の断面積を決定する場合における計画流量の算定は、次に掲げる数値を用いること。

ア 10 分間の降雨量 20 ミリメートル

イ 流出係数 80 パーセント

(工事着手の届出)

第 6 条 造成主は、法第 8 条第 1 項本文の許可に係る工事又は法第 11 条の協議の成立した工事（以下「許可工事」という。）に着手したときは、速やかに、宅地造成工事着手届（様式第 2 号）に当該許可工事の工程計画書を添えて、所管する局長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第 7 条 造成主は、許可工事の着手の日から完了の日までの間、工事現場の見やすい場所に宅地造成工事許可標識（様式第 3 号）を設置しなければならない。

(変更許可の申請)

第 8 条 造成主は、法第 12 条第 1 項の許可を受けようとするときは、宅地造成に関する工事の変更許可申請書（様式第 4 号）に省令第 25 条に規定する書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

2 法第 12 条第 3 項において準用する法第 10 条第 2 項の許可の処分の通知は、前項の変更許可申請書の副本の許可通知欄に所要の記載をしたものによって行うものとする。

3 造成主は、法第 12 条第 2 項の規定により軽微な変更の届出をしようとするときは、宅地造成に関する工事の変更届（様式第 5 号）を所管する局長に提出しなければならない。

(工事の中止、再開又は廃止の届出)

第 9 条 造成主は、工事の中止、再開又は廃止をしようとするときは、工事の中止（再開、廃止）届（様式第 7 号）により、速やかに、所管する局長に届け出なければならない。

(写真の整備等)

第 10 条 造成主は、許可工事が次の各号に掲げる工程に達したときは、当該許可工事の工程の状況を明らかにする写真を整備しておかななければならない。

(1) 擁壁の基礎の床掘り及び型枠の組み立てが完了したとき。

(2) 鉄筋コンクリート造りの擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき。

(3) 擁壁の高さが設計計画高の 2 分の 1 に達したとき。

(4) 擁壁背面に水抜穴及び透水層を設けたとき。

(5) 排水施設のうち地下に埋設する暗渠の配置を完了し、土砂の埋め戻しの直前となったとき。

(6) その他工事完了後外部から明瞭に確認できなくなる箇所が完了したとき。

2 造成主は、設計計画高 3 メートルを超える擁壁又は排水施設に係る工事が前項各号に掲げる工程に達したときは、同項に規定する写真を添えて、速やかに、その旨を所管する局長に届け出でなければならない。

(工事の一部完了検査)

第 11 条 造成主は、許可工事の一部の宅地造成が完了し、当該許可工事に係る宅地造成の

完了した宅地の分割が可能であって、かつ、災害の防止上支障がないと認められる場合は、宅地造成工事一部完了検査申請書（様式第 8 号）にその範囲を示した図面を添えて、当該許可工事の一部完了検査を所管する局長に申請することができる。

- 2 所管する局長は、前項に規定する申請書を受理し、必要があると認めるときは、当該許可工事の一部完了検査を行うことがある。
- 3 所管する局長は、前項の検査の結果当該許可工事が法第 9 条第 1 項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成工事一部完了検査済証（様式第 9 号）を交付するものとする。
- 4 造成主は、前項に規定する宅地造成工事一部完了検査済証の交付を受けたときは、その交付を受けた日から法第 13 条第 2 項に規定する工事完了の検査済証の交付を受ける日までの間、工事現場の見やすい場所に、宅地造成工事一部完了検査済標識（様式第 10 号）を設置しなければならない。

（工事届等の添付書類）

第 12 条 法第 15 条の規定による届出は、省令第 29 条に規定する届出書の正本及び副本に、次に掲げる図面を添えてしなければならない。

(1) 法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の場合

- ア 宅地の平面図
- イ 宅地の断面図
- ウ 排水施設の平面図
- エ 擁壁及び排水施設の構造図

(2) 法第 15 条第 3 項の規定による届出の場合

- ア 宅地の平面図
- イ 宅地の断面図

2 法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ所管する局長に届け出なければならない。

3 届出者は、届出に係る工事が完了したときは、届出工事の完了届（様式第 11 号）を、速やかに、所管する局長に提出しなければならない。

（準用）

第 13 条 第 8 条第 3 項、第 9 条及び第 10 条の規定は法第 15 条第 1 項の届出の場合に、第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定は法第 15 条第 2 項の届出の場合に準用する。

[注意]

岩手県宅地造成等規制法施行細則の内容は、一部省略しています。

## 開発行為及び宅地造成に関する工事の工事記録写真撮影の留意事項

平成 30 年 3 月 20 日

都市整備部長決裁

- 1 この資料は、開発行為及び宅地造成に関する工事の状況を明らかにする写真の撮影について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 写真は、工事完了後確認し得ない部分の工事施行状況を重点として撮影するものとし、次に掲げる時点において、その施行状況を撮影するものとする。
  - (1) 工事状況
    - ア 工事着工前及び工事完成写真
    - イ 工事施行中の写真
      - (ア) 施行状況写真
      - (イ) 条件変更等の写真
  - (2) 杭打ち工事  
擁壁その他の構造物の基礎杭打ち及び杭柵工等の杭打ち作業の状況
  - (3) 擁壁工事
    - ア 基礎の床掘、基礎栗石、基礎コンクリート及び型枠の組み立てが完了したとき。
    - イ 基礎の配筋が完了したとき。
    - ウ 壁体の配筋が完了したとき。
    - エ 根入れ深さ及び擁壁下端部の厚さ
    - オ 擁壁背面に水抜パイプ及び透水層を設けたとき。
    - カ 擁壁の高さが設計計画高の 2 分の 1 に達したとき。
  - (4) 排水施設工事
    - ア 基礎工及び配筋工については、(3)のアからウまでを準用する。
    - イ 暗渠（管理設を含む。）の配置を完了し、土砂の埋戻しの直前となったとき。
  - (5) 土工事
    - ア 暗渠を配置したとき。
    - イ 軟弱地盤の改良工事を行ったとき。
    - ウ 置換工、急斜面の段切り等を行ったとき。
    - エ 伐開除根を行ったとき。
    - オ 盛土工事で盛土に係る一層毎の盛土厚の確認及び盛土が完了したとき。
  - (6) 舗装工事
    - ア 路床面を仕上げたとき。
    - イ 路盤工の各層の厚さ及び施行状況
    - ウ 舗装工事を始めるとき及び舗装施行状況

(7) 各種構造物

(3)のアからウまでを準用する。

(8) 工事中の災害写真

ア 被災前の写真

イ 被災中の写真

ウ 被災後の写真

(ア) 全景写真

(イ) 部分写真

- 3 写真は、設計図書に基づき、構造物の施工状況、出来形、品質等その実態が検査時において確認できるように撮影するものとする。
- 4 写真撮影にあたっては、箱尺、ポール又はスケール等を用いて構造物の形状、寸法、位置等が判別できるようにするものとする。
- 5 撮影した写真は、施工順序に従って整理のうえ貼り付けし、撮影年月日、撮影地点その他必要な説明を付しておくものとする。

様式一覧表

様式番号	様式名	関係法令等	頁
様式第二（正）	宅地造成に関する工事の許可申請書	省令第4条	41
様式第二（副）	宅地造成に関する工事の許可通知書	省令第4条	43
様式第三	宅地造成に関する工事の完了検査申請書	省令第27条	45
様式第四	宅地造成に関する工事の検査済証	省令第28条	46
様式第五	届出書	省令第29条	47
様式第六	届出書	省令第29条	48
様式第七	届出書	省令第29条	49
様式第2号	宅地造成工事着手届	細則第6条	50
様式第3号	宅地造成工事許可標識	細則第7条	51
様式第4号（正）	宅地造成に関する工事の変更許可申請書	省令第25条	52
様式第4号（副）	宅地造成に関する工事の変更許可通知書	省令第25条	54
様式第5号	宅地造成に関する工事の変更届	省令第26条	56
様式第7号	工事の中止（再開・廃止）届	細則第9条	57
様式第8号	宅地造成工事一部完了検査申請書	細則第11条	58
様式第9号	宅地造成工事一部完了検査済証	細則第11条	59
様式第10号	宅地造成工事一部完了検査済標識	細則第11条	60
様式第11号	届出工事の完了届	細則第12条	61
様式第12号（正）	宅地造成に関する工事の協議書	省令第4条	62
様式第12号（副）	宅地造成に関する工事の協議成立通知書	省令第4条	64
様式第13号（正）	宅地造成に関する工事の変更協議書	省令第25条	66
様式第13号（副）	宅地造成に関する工事の変更協議成立通知書	省令第25条	68

様式第二 宅地造成に関する工事の許可申請書（省令第4条）

正

宅地造成に関する工事の許可申請書

宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を申請します。		※手数料欄			
年 月 日					
宮古市長 山本 正徳 様					
申請者 氏名		印			
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をす る面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ(m)	延長(m)
	ニ 排水施設	番号	構造	内法寸法(cm)	延長(m)
ホ	崖面の保護の方法				
ヘ	工事中の危険防止 のための措置				
ト	その他の措置				
チ	工事着手予定年月日				
リ	工事完了予定年月日				
ヌ	工程の概要				

7 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

[注意]

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 7欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
- 6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 7 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第二 宅地造成に関する工事の許可通知書（省令第4条）

副 宅地造成に関する工事の許可通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。			
	申請者		様	
		許可番号 都 第 号 年 月 日		
		宮古市長 山本 正徳 印		
条件 別記のとおり				
1	造成主住所氏名			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	宅地の所在及び地番			
5	宅地の面積	平方メートル		
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土を する面積	平方メートル		
	ロ 切土又は盛土の土 量	切土	立方メートル	
		盛土	立方メートル	
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ(m) 延長(m)
	ニ 排水施設	番号	構造	内法寸法(cm) 延長(m)
ホ	崖面の保護の方法			
ヘ	工事中の危険防止 のための措置			
ト	その他の措置			

	チ 工事着手予定年月日	
	リ 工事完了予定年月日	
	ヌ 工程の概要	
7	その他必要な事項	

[注意]

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 7 欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
- 6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 7 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

[条件]

[付記]

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第三 宅地造成に関する工事の完了検査申請書（省令第27条）

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

宅地造成等規制法第13条第1項の規定による検査を申請します。

年 月 日

宮古市長 山本 正徳 様

造成主 住所  
氏名

印

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	都 第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- 1 造成主又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 造成主の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第四 宅地造成に関する工事の検査済証(省令第 28 条)

宅地造成に関する工事の検査済証

都 第 号  
年 月 日

宮古市長 山本 正徳 印

下記の宅地造成に係る工事は、検査の結果、宅地造成等規制法第 9 条第 1 項の規定に適合していることを証明する。

1 許可番号	都 第 号
2 許可年月日	年 月 日
3 工事をした土地の所在 及び地番	
4 造成主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名印	印

様式第五 届出書（省令第 29 条）

届 出 書

宮古市長 山本 正徳 様

造成主 住所  
氏名 印

宅地造成等規制法第 15 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事をしている土地 の所在及び地番	
2	工事をしている土地 の面積	平方メートル
3	工事着手年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日
5	工事の進捗状況	

〔注意〕

造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第六 届出書（省令第 29 条）

届 出 書

宮古市長 山本 正徳 様

届出者 住所  
氏名 印

宅地造成等規制法第 15 条第 2 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事が行われる土地 の所在及び地番	
2	行おうとする工事の 種類及び内容	
3	工事着手年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日

[注意]

届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第七 届出書（省令第 29 条）

届 出 書

宮古市長 山本 正徳 様

届出者 住所  
氏名 印

宅地造成等規制法第 15 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在 及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕

届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第 2 号 宅地造成工事着手届 (細則第 6 条)

## 宅地造成工事着手届

年 月 日

宮古市長 山本 正徳 様

造成主 住所  
氏名

印

宅地造成等規制法施行細則第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 都 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事 施行者	住所又は所在地
	氏名又は名称及び代表者氏名



様式第 4 号 宅地造成に関する工事の変更許可申請書 (省令第 25 条)

正

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定による許可を申請します。				※手数料欄	
年 月 日					
宮古市長 山本 正徳 様					
申請者 氏名				印	
1 宅地の所在及び地番					
2 宅地の面積		平方メートル			
工 事 の 概 要	3 イ 切土又は盛土をす る面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ(m)	延長(m)
	ニ 排水施設	番号	構造	内法寸法(cm)	延長(m)
ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危険防止 のための措置					
ト その他の措置					
チ 工程の概要					
4 宅地造成に関する工事 の許可年月日及び番号		年 月 日 都 第 号			
5 変更の理由					
6 その他必要な事項					

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付 した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 6欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 3 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 5 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

様式第 4 号 宅地造成に関する工事の変更許可通知書（省令第 25 条）

**副** 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。				
	<p style="text-align: right;">変更許可番号 都 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 様</p> <p style="text-align: right;">宮古市長 山本 正徳 印</p>				
条件 別記のとおり					
1	宅地の所在及び地番				
2	宅地の面積		平方メートル		
工 事 の 概 要	3	イ 切土又は盛土をす る面積	平方メートル		
	ロ 切土又は盛土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ(m)	延長(m)
	ニ 排水施設	番号	構造	内法寸法(cm)	延長(m)
ホ	崖面の保護の方法				
ヘ	工事中の危険防止のための措置				
ト	その他の措置				
チ	工程の概要				
4	宅地造成に関する工事 の許可年月日及び番号		年 月 日 都 第 号		

5 変更の理由	
6 その他必要な事項	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 6 欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 3 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 5 1 欄、2 欄及び3 欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

[条件]

[付記]

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 宅地造成に関する工事の変更届

年 月 日

宮古市長 山本 正徳 様

造成主 住所  
氏名

印

宅地造成等規制法第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 都 第 号
宅地造成地の所在地番	
変更の理由	
変更の内容	

[注意]

- 1 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。
- 3 計画の変更に係る関係資料を添付してください。

様式第7号 工事の中止（再開・廃止）届（細則第9条）

## 工事の中止（再開・廃止）届

年 月 日

宮古市長 山本 正徳 様

造成主 住所

氏名

印

宅地造成等規制法施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます

許可の年月日及び番号	年 月 日 都 第 号
工事の中止(再開、廃止)年月日	
工事の中止(再開、廃止)の理由	
工事の中止(廃止)後の措置	

## 宅地造成工事一部完了検査申請書

年 月 日

宮古市長 山本 正徳 様

造成主 住所  
氏名 印

宅地造成等規制法による宅地造成工事の一部について、次のとおり宅地造成が完了したので、宅地造成等規制法施行細則第 11 条第 1 項の規定に基づき、一部完了検査を申請します。

許可の年月日及び番号	年 月 日 都 第 号	
宅地造成地の所在地番		
工事施行者の住所及び氏名		
宅地造成地の面積	平方メートル	
一 部 完 了 工 事	面積	平方メートル
	宅地造成地の所在地番	
	工事を完了した施設等の概要	
	完了年月日	
一部完了申請箇所図	別添のとおり	

## 宅地造成工事一部完了検査済証

都 第 号  
年 月 日

宮古市長 山本 正徳 印

次の宅地造成に係る工事は、添付図面に明示した部分について宅地造成等規制法施行細則第 11 条第 2 項の規定に基づき、一部完了検査をした結果、宅地造成等規制法第 9 条第 1 項の規定に適合していることを証明する。

許可の年月日及び番号	年 月 日 都 第 号	
造成主の住所及び氏名		
宅地造成地の所在地番		
宅地造成地の面積	平方メートル	
検査済 工事	検査面積	平方メートル
	宅地造成地の所在地番	
宅地造成工事の一部完了年月日		
検査員の氏名 印	印	

様式第 10 号 宅地造成工事一部完了検査済標識（細則第 11 条）

90cm 程度

宅地造成工事一部完了検査済標識	
造成主	住所 氏名
検査済証の交付年月日 及び番号	
宅地造成地の面積	
検査済 工事	検査面積
	宅地造成地の 所在地番
検査年月日	
一部完了検査を受けた 土地の見取り図	
検査済証交付者	宮古市長

90cm 程度

90cm 程度

様式第 11 号 届出工事の完了届（細則第 12 条）

## 届出工事の完了届

年 月 日

宮古市長 山本 正徳 様

届出者 住所

氏名

印

宅地造成等規制法施行細則第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日	年 月 日
届出年月日及び受付番号	年 月 日 都 第 号
工事をした土地の所在地番	
工事施行者の住所及び氏名	

**正** 宅地造成に関する工事の協議書

宅地造成等規制法第 11 条の規定により、次の宅地造成に関する工事について協議します。					
				年 月 日	
宮古市長 山本 正徳 様					
協議者 住所 氏名 印 連絡先 氏名 電話					
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土を する面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ(m)	延長(m)
	ニ 排水施設	番号	構造	内法寸法(cm)	延長(m)
ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危険防止 のための措置					

	ト その他の措置		
	チ 工事着手予定年月日		
	リ 工事完了予定年月日		
	ヌ 工程の概要		
7 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

[注意]

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 7 欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
- 6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 7 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第 12 号 宅地造成に関する工事の協議成立通知書（省令第 4 条）

**副** 宅地造成に関する工事の協議成立通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して協議が成立しましたので通知します。				
	協議者		協議成立番号 都 第 号 年 月 日		
	様		宮古市長 山本 正徳 印		
条件 別記のとおり					
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積	平方メートル			
工 事 の 概 要	6	イ 切土又は盛土をす る面積	平方メートル		
	ロ 切土又は盛土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ(m)	延長(m)
	ニ 排水施設	番号	構造	内法寸法(cm)	延長(m)
	ホ 崖面の保護の方法				
	ヘ 工事中の危険防止 のための措置				
	ト その他の措置				

	チ 工事着手予定年月日	
	リ 工事完了予定年月日	
	ヌ 工程の概要	
7	その他必要な事項	

[注意]

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 7 欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
- 6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 7 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

[条件]

[付記]

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

正

宅地造成に関する工事の変更協議書

宅地造成等規制法第 12 条第 3 項において準用する同法第 11 条の規定により、次の宅地造成に関する工事について協議します。

年 月 日

宮古市長 山本 正徳 様

協議者 住所

氏名

印

連絡先 氏名

電話

1	宅地の所在及び地番				
2	宅地の面積	平方メートル			
3 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をす る面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ(m)	延長(m)
	ニ 排水施設	番号	構造	内法寸法(cm)	延長(m)
ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危険防止 のための措置					
ト その他の措置					
チ 工程の概要					

4 宅地造成に関する工事 の許可年月日及び番号	年 月 日 都 第 号		
5 変更の理由			
6 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付 した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 6欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 3 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 5 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

様式第 13 号 宅地造成に関する工事の変更協議成立通知書（省令第 25 条）

**副** 宅地造成に関する工事の変更協議成立通知書

※ 協 議 成 立 通 知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して協議が成立しましたので通知します。				
	変更許可番号 都 第 号 年 月 日 協議者 様 宮古市長 山本 正徳 印				
条件 別記のとおり					
1	宅地の所在及び地番				
2	宅地の面積				平方メートル
工 事 の 概 要	3	イ 切土又は盛土をす る面積			平方メートル
	ロ 切土又は盛土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ(m)	延長(m)
	ニ 排水施設	番号	構造	内法寸法(cm)	延長(m)
ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危険防止 のための措置					
ト その他の措置					
チ 工程の概要					
4	宅地造成に関する工事 の許可年月日及び番号				年 月 日 都 第 号

5 変更の理由	
6 その他必要な事項	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 6 欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
- 3 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 5 1 欄、2 欄及び3 欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

[条件]

[付記]

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3 月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6 月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。